

公立丹南病院組合監査委員公印規程

平成11年6月21日
監査委員訓令第1号

(趣旨)

第1条 公立丹南病院組合監査委員の公印については、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

(公印の種類および保管者)

第2条 公印の種類は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その保管者（以下「公印保管者」という。）は、それぞれ当該右欄に掲げる者とする。

公印の種類	公印保管者
監査委員印	書記

(公印のひな形および寸法)

第3条 公印のひな形および寸法は、次のとおりとする。

監査委員印	
↑	公立丹南
2.4cm	病院組合
↓	監査委員之印
	← 2.4cm →

(保管の方法)

第4条 公印保管者は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合には堅固な容器に納めて錠を施さなければならない。

2 公印は、特に公印保管者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印の調製、改刻および廃止の申請)

第5条 公印保管者は、公印を調製し、改刻しまたは廃止する必要があると認めた場合には、公印調製（改刻）（廃止）申請書（様式第1号）を代表監査委員に提出しなければならない。

(公印の告示)

第6条 代表監査委員は、公印を調製し、改刻し、または廃止したときは、公印の種類、用途および印影ならびに使用の開始または廃止の期日を告示するものとする。

(公印台帳)

第7条 公印保管者は、公印台帳(様式第2号)を備え、公印の種類、印影、その他必要な事項を登録しておかなければならない。

(公印の事故)

第8条 公印保管者は、公印に盗難、紛失、偽造、変造等の事故があったときは、直ちに公印事故届(様式第3号)を代表監査委員に提出しなければならない。

(公印の使用)

第9条 公印を使用するときは、公印保管者に決裁文書を呈示し、その承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成11年6月21日から施行する。

様式第1号

代表監査委員	書 記

公印の調製（改刻、廃止）申請書

年 月 日

公立丹南病院組合 監査委員 殿

公印保管者 職 氏名 印

下記のとおり公印の について申請します。

1 理 由	
2 書体寸法	
3 公 印 名	
4 使用開始 廃止期日	
5 印 影	

様式第2号

公 印 台 帳

公印名				書体	
				寸法	
使用開始		年 月 日	廃止	年 月 日	
			理由	摩滅 職制変更 その他	
用 途				年 月 日 押捺	
公印 保管者 職氏名印		年 月 日から	印影		
		年 月 日まで			
		年 月 日から			
		年 月 日まで			
		年 月 日から			
		年 月 日まで			
		年 月 日から			
		年 月 日まで			
摘 要					

様式第3号

代表監査委員	書記

公 印 事 故 届

年 月 日

公立丹南病院組合 監査委員 殿

公印保管者 職 氏名 印

下記のとおり公印に事故がありましたのでお届けします。

記

1 事故のあった公印名	
2 事 故 の 内 容	
3 事故の後における 処 理 の て ん 末	
4 その他必要な事項	